

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成31年2月1日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成31年2月1日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津英世	副委員長	金子恵
委員	安部都	委員	西岡克之
委員	岩永政則	委員	河野龍二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	内村博法	副議長	山口憲一郎
----	------	-----	-------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	議事課長	富永正彦
参事	森本陽子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 会議規則等の見直しについて
- (2) その他

開会 9時30分

閉会 11時52分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。今日はお手元に配布の事件番号に従って会議を進めていきたいと思っております。会議規則に議会報告会とか、住民懇談会とか入れるのはちょっと違和感があるという事務局からの提案でありましたので、これについて再度これを取っ払って、従前の会議規則のように全員協議会だけをするのか、あるいは現状のまましておくのか。とりあえずそこらについて、論点の整理をしたいというふうに思っております。

まず事務局からもう一度再確認の説明をさせていただきます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今、委員長がお話をされた会議規則の128条になります。前回お配りをした参考資料ということでお配りをしたものを確認をしていただければと思っておりますけども、128条の方では、協議または調整を行うための場ということで、全員協議会、政策討論会、議会報告会、住民懇談会というものが表で載せられておって、これを協議または調整を行う場だということで指定をされてるわけですけども。前回もお話をしましたが、政策討論会、議会報告会、住民懇談会につきましては、議論をする場並びに住民との広報広聴といいますか住民の声を拾うという意味での場でありますので、会議規則が本会議の運営を定義する規則だということで考えれば、住民懇談会辺りは少なくとも協議と調整の場にはなり得ないということで、私としては考えたんですが、この辺り皆さんがどうかなのところをご確認いただいて、いずれにしても全員協議会レベルで皆さんの意見がどうなるかになると思っておりますが、基本的には議員必携で示されている標準会議規則の全員協議会の本来の協議調整の場という位置づけですね。そういう形にすべきではないかということで前回御提案をさせていただいた部分になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

これをどうするか。暫時休憩をして論点整理をしたいと思っております。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。この会議規則の128条の問題につきましては全員協議会に諮って、いろいろ今論点の整理をしましたがけれども、こういったことを文章化しながら、提案理由等とも諮りながら皆さんに、問題意識を持って改善するかしないか、そこら辺も提案をしていきたいと。併せて会議規則2条に大村市議会あるいは小値賀町議会ですとるように、介護、看護、育児、こういったものを行った所がある。まだ県内では多分ここだけだと思うんですが、そこら辺をどうするかについても事例等、調査をしてその上で全協にお諮りをしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。そのような形で取り扱いをさせていただきたいと思います。

2番目の申し合わせ事項について、これも前回途中までしてございましたけれども、これについても富永課長の方から説明を申し上げます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

本日お配りをしましたA4縦、表題が「長与町議会運営に関する申し合わせ（議会先例集）の見直しについて」という文書を本日お配りをしております。ちょっと読みますけども、「議会は会議原則に従い地方自治法会議規則委員会条例に基づいて運営されなければならないが、その具体的な取り扱いについては、各議会独自の運営基準や申し合わせ等により規定し、補完することによって秩序ある議会運営に努められているところであり、本町においても、長与町議会運営に関する申し合わせ（議会先例集）によって議会運営を行ってきたところである。会議規則委員会条例については全国町村議会議長会が示す標準町村議会議規則、標準町村議会委員会条例がその雛形として全国的に普及し、同会刊行の議員必携は地方議会議員の座右の書として活用され現在に至っている。さらに議員必携では町村議会の運営に関する基準、390ページ参照ですけども、が示され、他市町においても同様同等の運営基準や申し合わせにより、議会運営が行われている現状であるが、比較してみても、本町申し合わせは具体的内容に乏しいと言わざるを得ない。とはいえ、会議規則130条、委員会条例28条にわたる基準の作成についてそのすべてを一度に行うことは非常に困難であり、難解を極めることは容易に推察される。今般の議員改選を契機に、議席番号の取り扱いを決定するほか、慣例となっている取り扱い等についても明文化し、一つ一つを確認しながら積み上げていくことによって、（仮）長与町議会の運営に関する基準を整備し、秩序ある議会運営に資することを目的とする」と。いうことで、見直しについての目的を書かせていただいております。次に見直しの方法ということで、①から④まで書いております。①でございますけども、この間お配りした基準のペーパーですね、議会の呼称から始まりまして、議会の招集を定め会議規則の取り扱いについては、当面の間、会議規則の条項に従って順次その取り扱いを決定、完成まで継続して作業を行う。②見直し案を事務局が提案し議会運営委員会で決定して、全員協議会に諮って確定をさせる。③随時段階的に決定し、都度申し合わせから移行し、申し合わせを削るものとする。④完成までの間は双方並行して運用するものとする。いう見直しの方法でございます。本日、その後ろにですね。ホッチキス留めで、申し合わせの3枚ものとその後ろに（仮）長与町議会の運営に関する基準というものをお配りをさせていただいております。この見直しの方法については、この1枚ものの（仮）長与町議会の運営に関する基準、これは前回もお配りをさせていただいたものになりますけども、こういう形で議会の呼称、議会の招集、そして会議規則の取り扱いについては、会議規則の1条から第一章の13まで決定をして、ホッチキス留めの方めくっていただいて申し合わせの、仮の基準で決定した会規の1、2、4、9の部分

をこういう形で消していくと。するとどこまでやったかも見えるし、分かりやすいだろうと。毎回、例えば申し合わせを改正して新しいものになってしまうと、もうどこまでしたか分からんということになってしまいますので、別建てで考えて、こちらの新しい基準ができたところを見え消しで消していく。そういうやり方が分かりやすいだろうということで、こういう見直しの方法を提案させていただきたいと考えております。今回お示しをします会議規則、議会の呼称、招集から会議規則の1条から13条につきましては、この間お示したものとほとんど変わっておりませんが、このホッチキス留めの方は会規9までが消えるという形です。このホッチキス留めのもう1枚めくっていただいて4ページ。ホッチキス留めの方です。その1番下、赤で書いてます。8、「この申し合わせに定めるもののほか議会運営に関する取り扱いは（仮）長与町議会の運営に関する基準によるものとする」ということで申し合わせからこちらに委任で飛ばします。ですから、長与町議会には基本的に現行の申し合わせが1つ存在すると。この申し合わせに載ってないものは今御説明した8、赤文字のところ、こちらの基準に飛ぶという形ですと削っていった申し合わせが無くなった時点で、このホッチキス留めが消えた時点ですね、仮という名前をそのまま基準という名目でいくのか、差しかえるのか、それともこの現行の申し合わせをそのままどんと全部改正のような形で扱うのかはそのときに考えていただければいいかなということで当面はこの2段階でどんどんきれいにしていくというやり方を御提案したいということで考えております。最初のペーパーに戻りますけども、今回の見直しの部分です。①議員必携に倣い、議会の呼称、招集についてまず規定をする最初の2つですね。今回、この間も御説明しましたが会議規則の取り扱いについては会議規則第一章、会規1から13についてを規定をします。現行不在届の提出要件である日数を2日間から3日に変更、これはこの間、前回もお話をしていただいたことです。会議規則の2です。③でございます。県内8町において議席番号4番を欠番としているのは本町のみということで前回、本町と佐々ということでお話をさせていただきましたが、調べましたら前回の選挙で佐々も4番を無くしておりました。今本町だけです。それともう1つ、次にいきますが副議長席を指定していないのも本町のみです。今般の改正を機に、議席の定義をするとともに決番を無くし、副議長席の指定を行うこれ会議規則の4でございます。副議長席の1番にしている所が川棚、佐々。副議長席を議長の1つ前、マイナス1番。時津、東彼波佐見、小値賀、新上五島は、議長の1つ前。うちで言えば、議長が16番、副議長が15番になると、4番をまず無くしてですね。そこまでは全協に諮って決定をしていただかないと次期改選後に、それで進めないという形になりますので、この部分についてはですね。決定までいただきたいということで考えております。以上説明を終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

今、説明でおぼろげながら運営基準と申し合わせの関係とかですね。当面これを一気に全て運営基準にやり変えてしまうということは、条文が非常に多いわけですので無理

があるということで、当面はこの第一章の部分についてですね、見直しを行う。見直しを行ったものについては申し合わせ事項からその部分が消えていくというやり方。今説明があったとおりであります。それで議会の呼称、議会の招集については前回皆さん方から提案して決定をいただきました。会議規則の取り扱いが、今言うように当面並行して基準、申し合わせ事項として持つとくという、それから前回調べてからととったのが今回見直しの③の議席番号4番の取り扱い、副議長の取り扱いですけれども、今説明があったとおりですので、この議席番号4番については、もううちも廃止をするということについてお諮りをしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。それでは長与町議会だけが化石みたいに残ってるということで、4番を廃止して足並みを揃えていきたい。次に副議長席。これは議長の前のマイナス1番ということで、15番か1番にするかということですが、これについて皆さん方の御意見を受けたいと思います。

西岡議員どうですか。

○委員(西岡克之委員)

1番になろうが15番になろうが意味はそう無いので私はどちらでもかまわないです。

○委員長(喜々津英世委員)

河野委員。

○委員(河野龍二委員)

県下で長与町だけってということなんで、ほかの議会から視察だとか来た場合にじゃあ長与はなぜそういうふうにしてないのかという部分も説明ができないし、長与町も副議長席を決めるというふうにされていいと思います。確かに議席はどこでも構わないというふうに思いますけれども、通例でいくと15、議長のマイナス1議席というところで、そういう形でもよろしいのではないかとというふうに思います。

○委員長(喜々津英世委員)

どちらでもいいと、それから15番。それぞれあります。ほかの意見はありませんか。金子委員。

○委員長(金子恵委員)

私もこれに意味があると思わないんですけれども、議長席のマイナス1で15番でいいんじゃないかと私は思います。

○委員長(喜々津英世委員)

安部委員。

○委員(安部都委員)

私も皆さんと同じ15番でよろしいかと思えます。

○委員長(喜々津英世委員)

岩永委員、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

15番でいいと思います。仲良う2人座っとけばいいわけですよ。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、この副議長席についてはですね、議長の1つ前の席という意見が多かったと思いますので、定数16、議長が16番、15番が副議長ということで決定をしたいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。そのように取り扱いをしたいと思います。ありがとうございました。次の基準の問題について、課長から説明を申し上げます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今回、仮を頭につけた基準というものをお配りさせていただいております。これは前回と一部変えております。まずは、議会の呼称のところの2と3、「定例会は」、「臨時会は」と呼称するところでございます。かつ書きのところに頭、前回議長の方から年号がどっちかということで行われましたので、ここはもうはっきり元号というふうに示したほうがいだろうということで、「元号〇年」に変えております。この2つですね、2と3。それと議会の招集の3ですけども「任期起算日からおおむね10日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である」というふうな定義をさせていただいておりますけども、先程言い忘れましたが申し合わせの4ページの枠の下のその他の事項の1番、見え消しにしていますけども、この部分も先程のやり方でいきますと線で消えますということで追加をさせていただきます。それと先程も言いましたが、会議規則の仮の方ですけども、会議規則3の「2日間」を「3日間」に変えるという部分、それと会議規則4「議席番号は議長席から見て前列左端から始まり、質問席を挟んで横に第1列を終わり順次後列に移る。3列目は左端から2席空けて始まる。議長は16番、副議長は15番とする。」ということで書かせていただいております。当然、副議長席も指定をされますので、3番「議長及び副議長選挙後、議長と副議長を除いて1番から1期、2期の順に並ぶ」という表現に変わりますので確認をしていただければと思います。あとは前回と変わっておりません。以上です。これで皆さんに決定をいただいて全協に諮って通していただくと、通さないなら通さないで今までの議席がそのまま続くという形です。次期改選後の議席の取り扱いということで進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、話したのは、この前のそれから、本日決定をいただいた事項の再確認であります。前回まだ積み残しておった部分が会規6、会期の延長。それから会議時間、休会、こちら辺がまだ積み残しておりましたので、課長から説明をしていただきます。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

従来のものの枠外のその他の事項の1。一般選挙が行われた後の問題を書いていますよね。これは抹消になるということなんですけど、このことはどっかに謳うんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

この部分は、今回お配りした仮の基準の議会の招集の3「議員の一般選挙があったときは任期起算日からからおおむね10日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である」という議会の招集。上から2つ目の3、ここは招集の部分なんでここにまとめをしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

表現がですね。例えばこの9、先程私が読みました「一般選挙後の最初の議会は任期起算の日から10日以内に招集するのを例とする。」という表現なんですけども、もう1つの1枚紙の議会の招集の1ですね。これは「3月、6月、9月、12月に召集されるのが通例である」というような表現というのは全くおかしいわけて、例えばもうはつきりするならば「12月に召集する」とかですね。あるいはその「召集されるのを例とする」とかですね。前のような例とすとかね、そういう表現に、通例であるなんて、なんかよその話のようなことに受け取られる。そんな変な表現はおかしいじゃないのという感じを持っておったんですけどもね。そのあたりの整理を。

○委員長（喜々津英世委員）

前回もそういうことで答弁をしておったと思うんですが、再度課長から答弁させます。富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

会議規則、議員必携の388ページをお開きいただきたいと思います。議員必携の方で示されております運営に関する基準の議会の招集。388ページでいきますと、2番と3番の表記も「召集されるのが通例である」というふうに記載をされておまして、こちらの部分を採用した形になりますが、基本的にはこれは議会の運営に関する基準ということで、議会が議会の自分たちのことを決める分は「する」でいいんですけども、あくまでも召集権が町長に専属するということですから、議会とすれば召集されるんですね。ですから「召集される」という言葉が適当だろうということで記載をさせていただいております。それとあと「通例」という部分につきましても、これは今まで、御承知のとおり3、6、9、12で行われておるものは慣例で行われておまして、どこにも規定をされておりません。長与町の場合はですね。ですから、今までどおりでいきますと3、6、9、12でされるのが通例だということで、表現をさせていただいている

ということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

下の注にありますようにね、招集月を定める規則を制定している場合は規則で定めると。だから通例であるけれども、いついつに招集をするという、そういう規則をもって定める。だから明確にしていいた方がいいわけなんです。これとの関連は、招集は言われるように町長なんですから、分かりきつとるわけですけどね。だから、私が言いたいのは、6月、12月に召集されるのが例であるとかね。こちらの方の下ですね「例とする」とあるように、そういう表現でもいいんじゃないかと。通例というのはよそのことであって、例えば例を示した場合がありますね。この388ページにあるように、このとおりに作りなさいという意味じゃないわけですから、通例ですよと表現しながら、規則で定めていいですよ。その場合はこうですと決めればいいわけなんです。申し合わせしようとする基準なんですから、招集権は、もう1回言いますが町長ですから、そうじゃなくして、12月に召集されるのは例であるとかね。前と同じような表現に留めとったほうがいいのかなと。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに表現としてはということですけども、町長が招集をするわけですので、議会がするわけではないという理由でこの通例、私も4つの議会の運営基準をネットで調べて、ここにも3つ分は持ってきておりますけれども、全てやはり「通例」であるという表現の仕方になっておりますので、議員必携に載つとる運営基準を基にして作っていったという趣旨であれば、この「通例」でもいいんじゃないかなと思います。

（「異議なし」の声あり）

じゃあ、この通例の件についてはこれで終わります。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと提案なんですけど、これ私だけが思うのかもしれないんですが、会規4の議席の1なんですけど、今の現状をそのまま書いてはあるんですが、質問席の2席がありますよね、今現状の8番9番。上が空いてないのであれば仕方ないですけど、上が空いてるので、ここ空席にしたらいかがですかね。よその席は幾らこうしゃべろうと何しようとしてユーチューブで見れないのでそうないんですけども、やはりあそこの2席というのはちょっと体を動かしたただけ、前期で言えば頭を掻いてた、鼻をほじってたみたいな、そういうのがやっぱり住民から言われるわけですよ。だから空いてないのであれば仕方ないけど空いてるので、この2席を空席にして上にずらせないんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩して話を進めたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を通じて委員会を始めたいと思います。会規5までは前回やっておりましたので、会規6から10までの説明をお願いします。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

会議規則の6からでございます。議員必携が342ページになります。第6条「会期は議会の議決で延長することができる」というのが会議規則の条文でございます。延長することができるというところですけども、うちの議会の場合これをどうやって延長するかという手続きの部分です。まず申し合わせの1ですけども「会期の延長はあらかじめ議会運営委員会に諮り会期終了の当日議決する。」というふうに提案をしたいと思います。これにつきましては、まず会期については議運の所管になっておりまして、まず、最初の開会は議運を経て会期が決定されて、その会期で動きよるその会期をさらに延長する議決になりますので、一旦議運を開いて会期延長を決定して、それを議場で諮って延長決定という流れが今の現行の流れに相当する流れだろうということでの提起です。会期終了の当日議決するというこれを何で会期終了の当日とするかというのは、解説本にも載ってるんですけども、最終日まで終わるように努力してなお終わらないから延長するという建前であるから、早々に延長が決定されるのはおかしいと。ですから、事務的には事前に議運で決定して日程を追加してからの議決という形になりますけども、例えば10日の会期を決定したときに、10日で終わる建前なのに7日目にもう会期延長しますということはおかしいだろうという解説でございます。10日で終わるような努力をして、10日目に上げるべきだという建前ということでございますので会期終了の当日に議決をするという提起です。2つ目は、会期の延長議決したときに欠席とかいない議員がおったときには、その議決の事実を知らせないから、通知をすると。不在者がおればですね。その2つの提起でございます。会規7、会期中の閉会。これも会議規則が「会議に付された事件が全て終了したときは会期中でも議会の議決で閉会することができる。」ということになっておりまして、これについては申し合わせで申し合わせる部分はないということでそのまま。8条の「議会の開閉は議長が宣告する。」もそのままとしております。そして会議時間でございますけども、会議規則の方で第9条を確認していただければと思いますけども、現行の会議規則は「会議時間は午前9時半から午後5時までとする。」というのがございます。会議規則の方で「9時半から5時」というのは書いておりますので、現行申し合わせの方で見え消しで書いておりますけども「会議時間は午前9時半から午後5時までとし、開議定刻5分前に予鈴を鳴らす。」が現行の申し合わせです。今回御提案をするのは、開議時刻については会議規則に書いてあるので改めてここでは謳わないということと、現行の号令の運用が現行申し合わせで

は「5分前に鳴らす」しか書いてないんですね。この部分について、会議規則の9ですけども、まず1が「会議の開始、再開は、ブザーで報じ開議定刻5分前と会議定刻に鳴らす」と。これはもう現行のとおり明文化をさせていただいたという部分です。それと、会議時間ですけども、会議規則の第2項ですね。会議規則の方をいきますと「議長は必要があると認めるときは会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。」というふうになっております。この部分についてですけども、新しい提案の方は、まず2番で「会議時間の繰り上げは原則行わない」ということを定義してはどうかということ御提案をしております。こちらは運用上の話になりますけども、会議時間の繰り上げは原則ですけども、前の日までに関係者全員に時間変更を伝えることがまず困難だという部分。それと本来、招集日とか休会明けの時間変更について異議を申し立てる。会議規則で異議があるときというのがあると思います。この異議を申し立てるところがないんです。ですから、繰り上げというのは現実的に想定されない。ですから原則9時半より前に本会議を開けることは無いというふうな決めとったほうがよくないだろうか。あとから揉め事がないようにですね。あと3番が繰り下げです。繰り下げはもう会議で皆さんが集まった状態で閉議時間の繰り下げですね。過去にも延長があったかもしれませんが、繰り下げて時間延長を行うときは閉議時間前までに議長が宣告しなければならない。これは今の会議時間でいけば5時。夕方の5時を過ぎての会議は無効になりますから、5時になる前までに延長を宣告しないと延長できないという定義をしておくべきだということでの御提案でございます。それと会規10、休会ですけども、こちらの方も現在休会という取り扱いがちょっと微妙な形になっておりまして、まず、休会の定義をさせていただいてます。「休会は会期中に本会議を開催しない日（議事日程のない日）を指す。」まず休会というのは会期中しか存在をしないということですね、閉会中は会期ではありませんので、会期中に本会議、議場で行われる会議を開催しない日。このときには当然議事日程が無いという形になりますので、まず休会というものの定義をしたいということで提案をしております。次に、その休会は「議会招集前に開催される議会運営委員会において日程案とともに内定され、議長が会議に諮って決定する。休会中の休日はこれを算入する。」これにつきましては会期の決定と文言は似てます。会期を決めるときには休会も同時に決められるんだということでの定義です。3番目が休会の議決をしたときは議決時に不在の、議決を承知しない議員には通知をするという条文でございます。それと、次の会規11、12、13につきましては会議規則の文言どおりで、つけ足す部分はないということでそのままにさせていただいております。説明は以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。まず会規6、会期の延長で2項目上げております。これについて皆さんの御意見を。ほかの所を見るとですね。議会の議決で会期終了の当日議決するということなので、「議会運営委員会に諮り」というのは、よその場合。ちょっと無いわ

けですけれども、基本的には議会運営委員会に諮らなければいかんと。これはよく分かるんですが、例えば会期中の閉会、第7条。ここでは何も無いということで提案されておられませんけれども「会期は議会の議決で延長することができる。」と。そうすると議会の議決を経る前に、議会運営委員会とか、そういったものが必要ないのか。それからあとで出てくるその会規10の休会。これも「議事の都合、その他必要あるときは、議会は議決で休会とすることができる。」全部、議会運営委員会というのを入れ込まなければいかなのではないかなと気はするんですが、手続きとして当然のことだから謳ってないのかもしれないという。そこら辺との関連はどういうふうを考えて提案されたのか。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

まず、会規6からまいります。「会期の延長は議会運営委員会に諮り」ということで書かせていただいております。こちらの方につきましては、まず会期そのものが議会運営委員会の所管であることから議運に諮るべきということで御提案をしております。第7条会期中の閉会でございますけれども、会期中の閉会というのはもう議運で会期が決定をされて、例えば10日であれば10日で決定をされて、例えば7日で全てが終わった。そのときには、その場で議決で閉会をすることができる。これは自治法の方でもありますけれども、ここについてはもう議決だけでOKだと考えます。と言うのは、例えば、今日終わるか、明日終わるか分からんわけですよ。もう議会も動き出していますので、たまたま、もう今日終わった。じゃあもうすることないから閉会していいですか。いいですよ議決になりますから、その度に議案は終わってもうすることないけど、議運を集めて敢えて会期も今日で締めてよかですかと諮る必要はないということで、ここに議運は出てこない。会期中の閉会はですね。休会の方は2番で、議運で日程案で決定をされるということでお示しをしているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

「会議時間の繰り上げは原則行わない。」これも入れる必要があるのかな。基本的には有り得ないということやろうけど。ほかにありませんか。いいですか。はい。ないようでしたら、会規6、会期の延長。それから会規9、会議時間。それから会規10、休会。この3つの会議規則に伴う運営基準については、このように追加をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。ありがとうございました。災害対応要領が順番ではなっておりますけれども、議選の方を先に協議をしていただきたいと思います。これについては前回資料も提出しております。また新たに、今回、調査をした結果等もつけ加えておりますので、課長の方から再度説明をお願いいたします。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

横書きの監査制度の見直しというペーパーをお配りしております。こちらの方については監査制度の概要ということで今現行の制度ですね。町が議会の同意を選任については、識見者と議選の1名ずつを選んできると。定数については市町村でございますので2人のうち1人が議員。主な権限でございますけども、関係人への質問調査権、書類の提出要求権、監査結果の報告・決定・公表・提出権、勧告は監査委員の義務の部分でございます。事務局は監査事務局が今、設置を長与の場合はされてる。次のページが監査委員によって行われる監査ということで財務監査、行政監査、決算審査等、町からの要求等に基づく監査ということで、こういうことが仕事としてやっているということでございます。次のページが自治法改正の改正事項ということで、その中の監査制度の充実に関する改正事項でございます。まず監査基準を監査委員が作って公表をしなさいということが義務づけをされました。それと勧告制度の創設、合議不調の際の各監査委員の意見の公表。ここで④出てくるのが議選監査委員の選任の義務づけ緩和。そして監査専門員の創設。という、こちらが自治法の改正でございます。次のページで議選監査委員の選任義務づけの緩和ということで、地方制度調査会の方での意義を認める意見と撤廃を求める件ということで両論を併記されております。意義を認める意見が監査結果を指摘する際に執行機関側に緊張感が生まれる。執行機関に監視するという議会の役割に鑑みると議選委員は維持されるべき。議員が監査委員になることは行政の実情を把握し議会の機能を発揮する上でなお有用である。議員として施策が住民ニーズに合っているかという観点からの監査も必要ということでございます。右側が撤廃を求める意見。町とともに議会も監査委員の監査の対象となっており町だけでなく議会からも独立した存在とすべき。二つ目が短期で交代することが多く当該地方公共団体内部にある者であり、監査が形式的になりがち。議員は議会審議の場で執行機関のチェック機能を果たしていくことに集中し監査はより専門性の高い主体が担うべき。ということで、その下に②議選監査委員のあり方ということでありますけども、調査会の答申では議選監査委員は実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。ということを受けて、法改正がされまして条文的にはただし書きで、議選監査委員を置かないこともできるという取り扱いになったところでございます。その次のページが議選監査委員の歴史ということで、18年以前からの流れを記載しております。最後のページにまいります。監査委員と議会は地方公共団体の執行機関をチェックする役割は共通であるが、求められる機能は異なるというところで監査委員は財務管理や経営管理などの専門的な見地から町等が執行した事務事業について事後的にチェックする。議会は行政全般にわたって、事業の効率性や他の選択肢

の有無といった幅広い見地から執行機関をチェックすると。機能が違いますよとということとそれに対応しての今度の改正が、監査基準の策定で実効性ある監査が可能であることを前提に、監査委員と議会の役割分担を純化することもガバナンスのあり方の一つとしてありえると。条例で定めることにより議選監査委員を選任しないことができることとされたというところでございます。もちろん、こちらについて条例提出権は町にも議員にも委員会にもあるということでございます。ちなみに、昨年の浦川議員の一般質問で町長側の答弁は現行どおり、しばらく続けたいということでの答弁があったというところは御記憶にあるかと思えます。それと、もう1つペーパーで表を、縦の方ですね。議選監査委員のメリット、デメリットというところで書いております。議選監査委員のメリットというのが実効性ある監査を行うために必要との考え方で導入をされて今まで来ているというところ。それと予算決算など町政に精通をしている。監査での知識が議会活動で活用でき、監査請求制度が逆に言うと活用されていない。デメリットですけども、デメリットと言いますか。止めた方がいいという理由としては、議会としての監視機能に特化すべき。監査が議員活動に負担を与えている。会計法律等の知識不足。識見に比べ短期交代。というのが、いろんなどころで言われているところでございます。各自治体の検討理由というところで、これは先程の調査会の方でも出てましたけども、名誉職になっているとか、政務活動費の監査請求では例えば議員本人、監査委員本人の政務活動費の問題が出てくる場合もあって支障が出るだろう。毎年、外部監査があり独立性や透明性は担保されているという、これは外部監査をやっている所の話になるかと思えます。他自治体の状況ということで、12月、去年までのところでは大阪府と大津市、大府市、上士幌町、1府2市1町、全国でここだけが議選監査を止めたという所がございます。その下に富山市を枠外に書いておりますけども、富山市は市長サイドが改正条例案の提出をしたんですけども、議会側が議会で少し時間をかけ議員提案により提出したいと申し出があって、条例案は引っ込めたということでございます。あと監査委員の報酬費用弁償がこういうふうになってるということで、月額、年額の表ですね。参考配付ということでお配りしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、説明が終わりました。議選監査委員をどうするかということについては、今の説明資料で15ページに議選監査委員の選任の義務付けの緩和についての設けるべきだという意義を認める意見と撤廃を求める意見。また先程1枚もののペーパーでメリット、デメリットという問題がある。ここら辺を見ながらですね。議論を深めていきたいというふうに思っております。暫時休憩をして議論を深めていきたいと思えます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。この監査委員の問題につきましては先般から

議論をしてきました。今日もたくさんの資料を出していただきました。それぞれメリット、デメリット、こういったものがありますけれども、長与町議会としては従来どおり議選監査委員を出すということにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのように取り扱いをしたいと思います。なお、この守秘義務等の資料もいただきましたけれども、議会としてはこの監査請求制度の議会での活用、それから監査委員からの議長あての監査結果報告。こういったものを活用して、議会としても議決機関として監視機関としての機能を発揮していくというふうなことの実践に向けて繋げていきたいと思っております。そういうことで、こういう制度も利用するというのを御了解いただきたいと思います。よろしいですか。はい、ありがとうございます。そういうことで監査事務局兼任しておりますので、課長の方もよろしく願いいたします。あともう1点、災害対応要領をしておりましたけれども、これについてはまた次の機会。ただ、それぞれですね。皆さん方、次の選挙に向けてのいろんな活動等が残っておるということで、いたずらにこういう制度等の改正に向けてずっと引っ張っていくのもどうかという思いがしておりますので、あと積み残した部分はですね。少し文書でまとめて、次回2月25日が3月定例会前の議会運営委員会ですので、そのときにでも議論ができるようにしたいと思います。それで、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい。異議なしと認めます。ではそのように取り扱いをさせていただきたいと思えます。ほかに皆さんの方から何かありませんか。

なければ、これで本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 11時52分)